

〈1〉 米中経済安全保障調査委員会による対中政策の包括的提言リスト（解説と全訳）

CISTEC 事務局

解説

米国議会の超党派の委員会である米中経済安全保障調査委員会が、2018年11月14日に2018年版の年次報告書を公表した。USCCは2000年設立されて以降、毎年、米中間の貿易、経済活動、国家安全保障などに関して各種の報告書をまとめており、米国政府の対中政策に一定の影響を与えてきている。2016年の年次報告書では、中国の国有企業による米企業の買収を禁止するよう提言し、外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）として、2018年8月に成立した国防権限法2019に盛り込まれる形で実現している。

今回の2018年版の年次報告書でも、大きな懸念となっている多くのテーマについての現状分析とともに、今後、対中国向けに米国政府が採るべき措置について26の提言を行っている（内10の提言が特にキーとなる提言とされている）。

それを見ると、中国に対し与野党問わず強硬姿勢が見られる米国議会が指向する今後の方向性と具体的措置とを想定し得るものと思われる。そこで、その全訳をここに掲載することにした。

基本的には、2017年12月の国家安全保障戦略や、2018年8月に施行された国防権限法2019、そして同年10月のペンス副大統領の演説の認識と方向性と共通するものであるが、次のような点は注視される必要があると思われる。

①研究技術協力分野における中国による知財侵害、サイバー攻撃等についての調査指示

米国の公的資金による研究において、中国の国有企業や軍が利益を得ていないか、関与する中国人研究者に政府や軍につながる者はいないか、サイバー攻撃を受けたことがないかについての調査を指示している。

米国政府は、中国の軍民融合やその一環である「千人計画」を問題視し、米国での研究生生活による成果を中国に戻ってハイテク技術の発展や先端兵器開発に活用されることを強く警戒している。そして、千人計画にリストアップされている研究者らをFBIが聴取・逮捕したり、中国国家安全部員も含めて技術スパイ行為で逮捕・立件するなど、強硬措置を取っている。ハイテク分野での留学生や研究者らのビザ発給を1年を上限としたり、不発給とする等の措置もなされている。

今回の報告書の指示は、そのような措置が更に継続強化する方針であるように見受けられる。

②中国からの投資や中国向け汎用技術の輸出についての同盟国等との協力強化の指示

2018年8月に成立した国防権限法2019においては、重要インフラや重大技術に関する対内投資規制の拡大強化法(FIRRMA)や、エマージングテクノロジー等の輸出規制強化法(ECRA)が盛り込まれている。FIRRMAでは重大技術の投資規制について暫定的にパイロットプログラムとして2018年11月上旬より実施したほか、12月にはECRAにおけるエマージングテクノロジーの指定のあり方についてのパブリックコメントが募集されるなど、具体的規制に向けて動き出している。

今回の年次報告書では、欧州やインド太平洋地域の同盟国やパートナーと協力して強化すべきものとして、以下を挙げており、同盟国である我が国においても協議を通じた同調要請が考えられる(ECRAの規制対象については、国際レジームに提案することになっている)。

- ・中国の投資活動に関する定期的なモニタリングや、安保の観点からのスクリーニングのベストプラクティスの共有やスクリーニングメカニズムの共通の標準の策定
- ・デュアルユース技術の中国への輸出の抑制、国家安全保障に不可欠な他の基盤技術の特定に関連した協議の強化

③米国のサプライチェーンにおける中国リスクへの対処の強調

これまで、USCCは2018年4月に情報通信分野におけるサプライチェーンにおける中国リスクに関する報告書を公表している。また、同年7月には国防総省が製造業や国防産業基盤等におけるサプライチェーンにおける外国依存リスクに関する報告書を公表し、多くの脆弱性への対処を打ち出している。

今回の報告書で改めて、各省庁のサプライチェーンリスク管理や、5Gネットワーク、IoTに関するセキュリティの確保についての情報収集と評価を指示している。

それらのサプライチェーンにおける中国リスク、外国依存リスクの見直しに向けた措置が実際に講じられることになれば、製品や原材料によっては、中国での生産、輸出を前提に構築されている現行のものの変更につながる可能性があり、企業の国際展開に対する影響が懸念される。

④中国の北朝鮮制裁の実施状況調査と制裁対象リストの作成指示(3ヶ月以内)

2018年6月に米朝会談が行われ、北朝鮮の非核化が合意されたが、米国のスタンスは、不可逆的で検証可能な形でそれが履行されない限り、国連安保理制裁や米国制裁は堅持するというものである。

しかし、米朝会談後の緩和ムードの中で、米国は、中国やロシア(更には韓国)による制裁の履行が十分なされず、制裁破り的な動きが出てくることを強く警戒している。特に中国については、中朝国境地域を中心に、往来が始まっているような報道もなされている。

米国としては、米国の認識による非核化履行までは、北朝鮮制裁は堅持して圧力を強めるということが基本的路線であるため、中国によるその効果減殺行為は認められない立場にある。実際、2018年初め以降の朝鮮半島の南北融和ムードから、6月の米朝会談に至るまでは(つまり2017年までの時点では)、米国の中国に対する制裁履行圧力は極めて強かった。2017年6月に遼寧省の丹東銀行に制裁をかけたが、これについて中国の大手銀行に対する警告を込めたメッセージだと米財務省高官は議会公聴会で述べ、下院議長らも中国の企業や大手銀行に対する制裁を主張していた。

米朝会談後は特段の進展も見られず、韓国や中国による制裁緩和の動きに加えて、北朝鮮による新たな「ハイテク」戦術兵器の実験(地对艦誘導ミサイルのシミュレーションと報じられている)が公表されるなど、微妙な情勢となっている。米国財務省は、12月10日に、金正恩朝鮮労働党委員長の有力側近である3人を、北朝鮮の人権侵害や言論封殺に関与したとして制裁対象に指定している。

このような動きの中で、今回、中国の北朝鮮制裁の実施状況調査と、将来的に制裁対象となり得る中国の金融機関、企業、役人のリストの作成を、3ヶ月以内という短期間で行うよう指示したことは、中国に対する強力な牽制でもあり、米中関係の緊張を睨んだ次の措置の準備とも考えられる(たまたまではあるが、「貿易戦争休